

厚生労働省の発足による行政の総合的・一体的推進

○基本的方向

- (1) 今後、少子・高齢化、経済のグローバル化やIT化等技術革新の進展に伴う産業構造の変化、就業意識の変化等経済社会の構造変化が進展する中で、新しい厚生労働省の担う行政は、個々人が自立し自らの能力を発揮できるよう支援することにより活力ある豊かな社会の実現を目指すとともに、人の誕生から就労・退職後までの一生涯にわたり、また、家庭・職場・地域などあらゆる空間を通じ、疾病・失業・災害・育児・貧困・障害・高齢など社会的支援を必要とする様々な事態に対応し、人々の生活を全般的に保障し、向上させるものである。
- (2) こうした基本的方向に沿って、当面、①活力ある高齢社会の実現、②少子化への対応、③障害者の社会参加の推進、④地域・職域を通じた健康づくりの推進、⑤介護保険の着実な実施に向けた介護マンパワーの確保、⑥情報システムの統合と政策立案機能の強化、⑦社会保険料と労働保険料の徴収事務の在り方の検討、などの分野で統合のメリットを生かした総合的・一体的な施策の展開を図ることとする。

1 活力ある高齢社会の実現

高齢化が急速に進む中で、活力ある社会を実現するため、高齢者の知識・経験を活かした雇用・就業機会を確保し、さらには様々な形態で社会に参加できるよう支援するとともに、公的年金制度について、雇用との連携を図りつつ適正な水準を維持し、高齢期における所得保障の中核とする。

① 高齢者の雇用・就業、ボランティア活動など社会参加の促進

- ・ 定年の引上げ、継続雇用制度導入等の促進による65歳までの雇用の確保
- ・ シルバー人材センター事業の展開
- ・ 老人クラブへの助成など高齢者の生きがい対策の推進
- ・ シルバー人材センター連合との連携を通じた老人クラブ会員の就業の支援
etc.

② 老後の所得保障システムの整備

- ・ 年金制度の安定的運営 etc.

2 少子化への対応

安心して子どもを産み育て、意欲をもって働くことができるよう、仕事と子育ての両立支援のための雇用環境の整備や子育て支援サービスを充実し、家庭、地域、職場を総合的に捉えた施策を実施する。

① 子育て支援の総合的推進と仕事と子育ての両立支援の推進

- ・ ファミリー・サポート・センター事業と子育て支援関連事業との連携の強化

② 出産・育児等のために退職した者に対する支援

- ・ 保育・育児に関する各種情報をはじめ再就職及び仕事と家庭の両立のための情報の提供、講習、相談等の総合的実施

③ 母性健康管理対策の推進と母子保健施策の推進

3 障害者の社会参加の推進

障害のある人も障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を踏まえ、リハビリテーション、生活支援、雇用促進などの施策を一体的に推進する。

- ・ 重度障害者に対する訪問リハビリテーションの実施などリハビリテーションの推進
- ・ グループホーム等障害者の住まいの確保や障害者に対する介護サービスの提供
- ・ 民間の事業所への短期の試行雇用での受入れによる障害者の雇用機会の創出
- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による就職後の支援など職業リハビリテーションの充実
- ・ 就業面及び生活面で一体的な支援を展開する障害者就業・生活総合支援事業の拡充
- ・ 情報機器の活用による重度障害者の社会参加・就労支援 etc.

4 地域・職域を通じた健康づくりの推進

生活習慣病予防として地域・職域における各保健活動の連携の検討をはじめとして、生涯を通じた健康づくりのため、地域・職域を通じた健康づくり施策の推進を図る。

- ・ 健康日本21の推進（地域・職域を通じた健康づくりに関する普及啓発活動の展開）
- ・ 生活習慣病予防のための地域・職域を通じた健診データ等の相互利用等の検討
- ・ たばこ対策の推進（地域・職域で活用できる分煙環境チェックシートの作成）
- ・ シックハウス対策の推進
- ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 etc.

5 介護保険の着実な実施に向けた介護マンパワーの確保

介護保険の着実な実施を図るとともに、新たな雇用機会を創出するため、介護など福祉関連分野において人材育成、労働力確保を推進する。

- ・ ゴールドプラン21に基づく介護サービス基盤の計画的整備
- ・ 介護分野における人材育成・雇用管理改善対策の推進 etc.

6 情報システムの統合と政策立案機能の強化

LANシステムの統合による情報の共有化によって、事務の効率化を図る。また、組織の再編により、政策の総合的・一体的推進を図ることにより、政策立案機能の強化を図る。

7 社会保険料と労働保険料の徴収事務の在り方の検討

中央省庁等改革基本法における新省の編成方針を踏まえ、政府管掌健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の在り方を検討する。